

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度第1回朝霞市いじめ問題対策連絡協議会
開催日時	令和7年11月4日(火) 午後3時から午後4時まで
開催場所	朝霞市役所別館 5階 大会議室手前
出席者の職・氏名	委員 7名（宇野康幸 朝霞市副市長[会長]、原口憲充 朝霞市小・中学校長会代表[副会長]、杉山公子 朝霞児童相談所虐待・相談指導担当部長、井上俊輝 朝霞警察署生活安全課生活安全・サイバー捜査係長、相澤昌彦 朝霞市小・中学校教頭会代表、奥村晴代子 人権擁護委員代表、稻田美賀 朝霞市PTA連合会） 事務局 4名（高橋賢一郎 こども未来課長、姥原康平 教育指導課課長補佐、深谷俊輔 教育指導課指導主事、親松慶 教育指導課指導主事）
欠席者の職・氏名	教育指導課長 手島 牧子
議題	(1) 委嘱状の交付 (2) 朝霞市いじめ問題対策連絡協議会の趣旨について (3) 朝霞市いじめ防止基本方針について (4) 朝霞市のいじめの現状について (5) 朝霞市いじめ防止月間の取組について
会議資料	次第 令和7年度第1回朝霞市いじめ問題対策連絡協議会 資料1 朝霞市いじめ問題対策連絡協議会の趣旨について 資料2 朝霞市いじめの防止等のための基本的な方針 資料3 朝霞市のいじめの現状について 資料4 朝霞市いじめ防止月間の取組について
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録 <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年） 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 <input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月 会議録の確認方法 会長による確認
傍聴者の数	なし
その他の必要事項	

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

親松) 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。

会議に入ります前に今回の公開につきまして、確認をお願いいたします。朝霞市の「市政の情報提供及び審議会等の会議開催・公開に関する指針」に基づき原則会議は公開となりますが、個人情報にかかるような案件を取り扱う場合、会議の内容により、一部または全部を非公開とする手続を取りたいと思います。よろしいでしょうか。

委員) はい。

親松) ありがとうございます。では、傍聴者の確認をお願いいたします。

深谷) 傍聴者はおりません。進行をお願いいたします。

親松) それではただいまより令和7年度第1回朝霞市いじめ問題対策連絡協議会を開会いたします。よろしくお願ひいたします。

委員) お願ひします。

親松) まずは初めに、委員の任期についてでございます。本年度は委員の改選の年となってござります。令和7年の10月1日より令和9年9月30日までの2年間、皆様に委員を委任させていただきます。皆様の机の上に委任状が置いてあったかと思います。ご確認のほどよろしくお願ひいたします。では、第1回目の会でございますので、皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。座席の順でまずは副市長からよろしいですか。

宇野) こんにちは4月から会長なりました宇野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。ちょうど10年ぐらい前に学校給食課の課長に2年ほどおりました。それ以来、都市建設を中心に回っており、4月から副市長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員) よろしくお願ひお願いします。

原口) 朝霞第四小学校、校長の原口と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

相澤) 朝霞第五中学校、教頭の相澤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

稻田) 朝霞第四中学校の父母と先生の会、副会長をやっております。3年目になります、稻田と申します。よろしくお願ひいたします。

井上) 朝霞警察署の生活安全課、井上と申します。よろしくお願ひします。

杉山) 朝霞児童相談所の杉山と申します。朝霞市を担当しております。よろしくお願ひいたします。

奥村) 朝霞人権養護委員をしております。奥村と申します。よろしくお願ひいたします。

高橋) 事務局でございます。こども健康部こども未来課長の高橋と申します。よろしくお願ひいたします。

蛇原) こんにちは教育指導課課長補佐の蛇原と申します。本日課長の手島が出席するところですが、別件のため不在となっておりますので、代わって出席いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

深谷) 同じく教育指導課指導主事深谷と申します。よろしくお願ひいたします。

親松) 同じく教育指導課指導主事親松でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。皆様ありがとうございました。それでは宇野会長よりご挨拶をいただきたいと思います。宇野会長お願ひいたします。

宇野) それではご挨拶させていただきます。本日はご多用の中、朝霞市いじめ問題対策連絡協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。本協議会はいじめ防止対策推進法に基づき、朝霞市の子どもたちが毎日笑顔で過ごすことができるよう、いじめ見逃しゼロを目指して、関係機関や団体が連携して、いつでもすぐに協力しあえる体制を築くことを目的に設置されており、本協議会の果たす役割は非常に大きいものであると考えてございます。特に現在学校、現場では日頃の生徒指導において仲間外しや悪口などのいじめ、暴力を伴ういじめ、スマートフォン等の普及に伴うSNSでの誹謗中傷等のいじめ等々、多種多様ないじめへの対応が求められております。いじめ防止対策推進法の第6条には、公共団体の責務として基本理念に則り、いじめ防止のための対策について、国と協力しつつ当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとございますので、いじめ問題は学校だけで解決できないことは明らかでございます。皆様と連携を図りながら、市としていじめに関わる課題の解決に全力で取り組んでまいりたいと存じますので、ぜひともご協力の方お願ひいたします。結びに本日ご参加の皆様のご健勝とご活躍、この会議が子供たちの明るい未来につながる有意義なものとなるよう祈

念申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

親松) ありがとうございます。それではこれより議題に入らせていただきます。条例の第7条に従いまして、記事の進行を宇野会長にお願いしたいと思います。宇野会長よろしくお願ひいたします。

宇野) それでは議題の方に移らせていただきます。本日は4議題でございます。まず（1）「朝霞市いじめ問題対策連絡協議会の趣旨について」説明をお願いいたします。

親松) ご説明申し上げます。皆様お手元の資料2です。2ページのところがあると思います。条例が記載されているところですが、今一度確認していただきたいと思います。まずこの条例については、朝霞市のいじめ問題対策連絡協議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めております。設置についてですが、記載のとおりの法に基づいて設置となってございます。協議会は3条にあるのですが、皆様の内容となっていきます。法の第12条の地方いじめ防止基本方針に関する事項、いじめ防止等のために必要な事項の連絡調整に関する事項、14条1項に規定する、いじめの防止に関する機関及び団体の連携の推進に関する事項、前3号に掲げるものほか朝霞市内のいじめ問題に関する事項を皆様には取り扱っていただくことになりますので、よろしくお願ひいたします。4条5条のところは、委員の皆様の委嘱の内容になっております。任期ですが、先ほども申し上げましたが、任期は2年間となっております。ただ委員の皆様も、ご都合によって途中で変わられることがあると思いますので、その場合には残りの期間を次の方に勤めていただく事になりますので、ご承知おきください。あとは7条8条で記載のある、特に8条のところですね。皆さんには当然のこと大丈夫かと思いますが、職務上知り得た秘密に関しては漏らさないよう、また職を退いた後も同様としていますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。私からは以上となります。

宇野) ありがとうございます。条例に関して何か質問がある方がいらっしゃれば、お手を挙げていただければと思います。大丈夫でしょうか。

では早速ですが、次（2）「朝霞市いじめ防止基本方針について」、これが先ほどの所掌事務の第3条になる部分です。説明よろしくお願ひいたします。

親松) こちらも私から説明をさせていただきます。資料の2になっているところです。いじめ防止等のための基本的な方針ということです。昨年度、令和6年の10月22日付で改定をされております。昨年度こちらの会にご参加いただいた皆様と、会の中で改定について確認をさせていただいて、内容を一部改定したところかと思います。全てご紹介していると読んでるだけで日が暮れてしまうので、全ては紹介をいたしませんが、少し見ていただけたらと思います。目次のところで2章いじめ防止のための基本的な考え方、いじめ防止のための朝霞市が実施する施策と取組です。いじめ防止のために学校が実施すべき取組、重大事態への対処という形で、5章その他いじめ防止のための対策に関する事項へ続いております。いじめの基本方針がこちらに詳細に定められているところでございます。各校いじめ防止のための基本方針というものを元に、さらに学校でもいじめ対策の基本方針を策定しているところでございます。こちらの中で特に皆様に関係するのが、全体でいくと14ページですが、家庭地域団体と連携を図るためにというところで、ページが設けられております。こちらですが、特に委員の皆様はそれぞれの立場等でご参加いただいていると思いますので、こちらが1つ大きな括りとしては、皆さんに関わるところだと思いますので、紹介をさせていただきます。家庭や地域団体と連携を図るためにということで、いじめが児童の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性いじめに関する相談制度について、広報で啓発を行っています。今年度も10月11月がいじめ防止月間ですので、朝霞市の広報にもいじめ防止月間となっていることも載せて啓発活動を行わせていただいております。いじめ対応の電話の一覧等も合わせて紹介させていただいております。スクールソーシャルワーカーを活用して、関係機関との連携を図りながらいじめを改善するように取組をしております。子供人権110番の解説で、人権用護委員の人権相談を実施するということで、今年度は奥村様にもご参加いただけますが、こちらの方で関係していただけております。命の大切さについて考える啓発活動の実施、7番のところで保育園、幼稚園、小学校、中学校、相互の連携を推進するということで、小学校校長、中学校教頭あとはPTAの稻田様に参加いただいております。また警察並びに児童相談所との連携強化を務めるということで、警察から井上様と、児童相談所から杉山様もご参加いただけております。皆様と協力をして、地域ぐるみで子供を育てる観点から広く、いろいろな方々の協力を仰ぐという事となっております。皆様にも様々ご意見いただけますと、我々としても子供たちのためにできること

が出てくると思っておりますので、ぜひお力添えよろしくお願ひいたします。私からは以上です。

宇野) それでは基本方針の説明がございました。14ページのところで家庭や地域団体ということで、皆様がなぜこの場所にいるのかという説明をしていただきました。何かご質問であるとか、共有したこととかありましたら挙手の方お願ひします。

早速ですが、議題の3の現状について説明をお願ひいたします。

深谷) それでは資料3をご覧ください20ページとなります。昨年度令和6年度のいじめの認知件数は小学校で116件中学校51件の統計167件でございました。令和5年度と比較いたしまして29件の増加となっておりますが、こちらにつきましては各学校において、小さなトラブルについても、積極的にいじめとして認知し、早期対応で見届けを行っている結果と捉えております。全体的な傾向といたしましては、どの月もいじめは発生し得るものではありますが、2学期に認知が増加する傾向にございます。これは各種学校行事や中学校の部活などで人間関係が複雑化することが考えられます。また、学年別に見ますと、小学校2年生から中学校3年生まで2桁の発生件数となっております。学年男女間わずいつどの学年でもいじめが起こりうるという状況でございます。なお、認知と比較して、解消件数が少ないのは、いじめを認知し、問題が解決してから3ヶ月間の見届けを行った後、問題がないと判断された場合に解消としますので、解決から解消まで時間差があるためでございます。対応がされていないという事ではございませんので、ご承知おきいただければと思います。次の21ページが令和7年度4月から7月までのいじめの認知件数でございます。昨年度と同時期に比べれば、小学校中学校ともに大きく増加をしております。各学校におきましては、小さなトラブルについても積極的にいじめとして認知をし、早期対応丁寧な見届けというのを今年度も行っております。認知係数が増えることについては、積極的に学校がいじめを認知している結果であると捉えております。今後も引き続き早期発見、早期対応、丁寧な見届けを徹底してまいりたいと考えております。また本市でいじめ重大事態として取り扱ったものは、詳細は申し上げられませんが、昨年度まで対応していた調査については終了し、今年度1件についていじめ重大事態として取り扱って対応していということでございます。以上でございます。

宇野) 今いじめの現状について説明がありました。全体に増加傾向にあるものの、小さな事案でも認知件数に含んでいるというところで、事務局の捉えているというような話がございました。重大事案については、昨年度の扱いについては1件完了したところで、現在も1件あるというような説明がございました。今の説明につきまして、皆様から何かご意見ご質問ありましたら一言ずついただき方がいいと思います。

原口) 朝霞四小の原口でございますけども、重大事態ということもございました。先日学校警察連絡協議会がありまして、スクールロイヤーの方をお招きしてお話を聞いたところですけれども、このいじめ重大事態につきましては、過去にも遡って取り上げられるというところが、やはり大きいのかと実感しております。やはり些細なことでも、しっかりと記録を残すことですか、本当に小さなことであっても教育委員会に報告して、相談するということ。これが本当に大事だということ、私も今実感しているような状態になります。皆様と一緒にいろんなことを共有しながらやっていかなければいけないかなという感じでございます。私が感じているのはそんなところでございます。相澤先生はどうですか。

相澤) いじめ認知件数が増加しているというお話がありましたけれど、これは現場で、特にいじめの数が増えてるという感じは全くないんです。感じとしても。ただ校長先生がおっしゃいましたけれど、こじれちゃうと危機感を感じることは結構あって。こちらからすると、そこまでこじれなくても、今までだったら解決できたようなことでもすごくこじれちゃう、危ないな、重大な事態になっちゃうんじゃないかなって心配するのは結構あって。そこは先生たちとも丁寧に対応してなんとかしのいでみたいな感じなんです。なんでそうなってしまうのかと考えると、その対象となる保護者であるとか本人とか、人間関係がすごくこう希薄だったりするのかなと。率直によく話し合って、親同士が話し合って解決に向かっていこうというよりは、相手の責任を問うたり自分の子供の方はやられてるんだとか、そのような主張が結構強くなってきてるのかなというところもあって。本当に学校現場でそういう案件を、解決するのが難しくなっていることが結構実感としてはあります。なのでその辺どうしたらいいのか、学校だけではなかなか解決するのも難しいというのを感じるところなので、ぜひ教えていただけるとありがたいなと思います。

稻田) そうですね。先生や例えば親に相談して、親や先生がこの本人がいじめられてるって言ってる

から、じゃあどうしましようというケースはまだいいのかなって。逆にSNSや友達同士のクラスの中で、うちは中学生なんですけど、やっぱりクラスの中でもグループライン。そこで親の目の届かない、先生の目も届かないところで、ライン上とかSNS上で本人は悪気がなくとも、相手はなんか私、はぶられてるんじやないかとかそういう小さなところからなんか始まった場合は大人は気づきづらいかなと。そういうところの方がなんか難しいのかなって普段感じてますね。あのまだ例えは先生とか親にその子をこういうふうに言われたからすごい嫌だったとかなんか私いじめられてるんじやないかって言ってる方がまだよくって。なにも相談もできないちょっと聞っていうんですかね。人に言えないところで感じてる子の方がなんか後で怖いかなっていう気はします。

奥村) 私は法務局で電話相談を受けたりしてるんですね。あとはSOSの手紙が送られてきて、それを読んで、その子に回答してるという。そのいじめられてるとか、無視したりしているとかそういうのは結構来ます。電話相談は本人が来るので、大体感じとかどういう子かなとか、会話の中で分かるんですけど、手紙はちょっとなかなか難しいもので、また手紙に何かあったら、ここに手紙もう1回してね。どうしても誰にも言えなかったら、もう一度この手紙が書けるんだからねっていうので返事を出したりしてるんです。1回電話してねっていうのをこのところなかなか自分のことを、なかなかこう先生も言えなくてっていう子の方が多いので。やっぱりこっちの方には誰かに話して、親も言えなくて、先生も言えないって言って電話する子が結構いるんで、もう1回電話してね。また私じゃなくて違う人がいるんだけど、お話を聞くから辛いことがあったらまた電話してねっていう返事をすごくします。以上です。

杉山) 相談所では、いじめに関する相談っていうのはあまりないです。主に虐待案件が最も多いのですが、中にはなかなか学校に帰れない状況があるので、相談したいっていうような相談があります。今年度の状況としては、非行がすごく多くて、それに伴う一時保護がだいぶいるという印象です。すみませんちょっとといじめの件で相談の印象をお話しするのも、おかしな話になのかもしれないんですが、児童相談統計上でもいじめられてるっていうことで、統計をとっていないので、そういう相談がないです。もしいじめ相談っていうことで相談があった場合は、学校さんが一番状況を知っているでしょうから、そちらの方にご相談くださいとご案内をさせていただくのかなとは思います。

井上) 令和7年の傾向を見て、中学校より小学校の方がいじめ多いんだなと思いました。いじめって、その小学生からちょっとその事実確認をして聴取をするっていうのは、相当レベルが高いなりました。タイムリーなことであればともかく、少し時間がたつと記憶がこう混在しちゃうとか、いろいろ大変なことだろうと思ったっていう感想です。

宇野) 今のいじめってSNSって話がありましたが、私の頃は明らかに不良っぽいやつがぶっ飛ばすとかで、もう明らかな言葉の暴力とかなんていうんですかね強いやつがいたんですけど、はっきり見て分かるのが多かったんです。今はそういうSNSの話を聞いて、SNSとか見てるとそういう情報がありふれてる中で。やはりそういう人を一人でも、いろんな学校もすごく努力してるとと思うんですよね。先生初めいろんな相談室とか受けて門戸を広げてるんですけど、そこに飛び込んでこない子とか、やはり親の関係だとか恥ずかしいとか、いろんなことがあると思うんですよね。子供ですから。まあそういう子をいかに見つけてあげるかっていうのが、そういう取組を少しでも支えていったり共有したり、皆さんのそういう意見を聞いてなんかヒントがわくかもしれないで、引き続きこの場で何かあったら情報共有とか遠慮なく、もっとこうしたことを取り組んだらいいんじゃないでしょうか。そういう会議にしていければいいなと思っております。ありがとうございました。事務局、今のお話で何かありますか。皆さんのお話大丈夫ですか。非行って話だったじゃないですか。中学生ですよ。小学生じゃない。中学生的非行がなんとなく多いよう。

杉山) 去年は私、所沢児童相談所の朝霞担当で、そのまま朝霞児相ができたので異動してきたんですけども。去年はそういう案件はなかったので、どうなんでしょう。来年度も続くのか、卒業すれば続かないのかもしれないんですけどね。でもあのなんでしょうかね。学年がまたがってるなっていうのは思いますので。

親松) 私は事務局で、今回いじめ問題担当していますけども、主に生徒指導も担当しているところで、児童相談所と警察署にもですね、大変お世話になっているというところが正直なところです。おそらく今年度すごく多いなという印象を持たれているのも、間違はないかなというところです。報告を上げている件数もかなり多い状況があるかなというところです。おそらく来年度続くかどうかっていうところでいくと、現状のままでいくと続いてしまうのかな。続かな

いようにこれからも、我々も指導をしていかなくてはいけないかなというところで、学校教育委員会含めて連携をして、警察の方にも情報を提供をさせていただいたりしながら進めているところではあるのですが。このままかといったら、このままでいくとまた来年度もちょっと心配な状況はあるのかなというのが正直なところです。警察の方からご指導いただいたりというような場面になる子は男の子の方がどうしても多い状況があるかなと。

宇野) はい、分かりました。ありがとうございました。(4)の「朝霞市いじめ防止月間の取組について」、事務局の方から説明お願ひいたします。

深谷) ではご説明をさせていただきます。資料の方は22ページ23ページになっております。埼玉県では11月をいじめ防止強化月間と設定をしております。これを受けまして、朝霞市におきましては、前倒しをして10月11月の2ヶ月間をいじめ防止月間と設定し、各学校においていじめ防止のための取組を計画し、実行しております。今年度は各学校におけるいじめ防止月間の計画を資料4の方に掲載をしております。こちらは各学校の取組のうち抜粋したものでございます。ご覧いただきましてご助言等いただけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。以上でございます。

宇野) 各学校のどういったことに取り組むかということが記載なさっております。その内容を見ていただいて、もっとこうしたらしいんじやないかとか共通的に取り組んだ方がいいんじやないかとか、いろんなご意見があると思いますので、ご質問なり、ご意見なりありましたらよろしくお願ひいたします。

原口) いじめ防止月間ということで、こちらの方をいろいろと各学校が取り組まれているところがあるんですけれども。先ほどは非行問題も出てきたのですけれども、朝霞第四小学校の方では、気をつけながらやっているようなやっぱりそういう芽っていうのは小学校の時からも実はいろいろな部で出ている状況ですよ。ですので、その小学校であったものを中学校にうまく伝えて、情報の連携、そして最終的に連携とかができる、いろいろな関係機関と取り組めることがやっぱり一番大事なのかな。なんていうことを感じております。小学校の方でやってますけども、籍は中学校でやっていたところもあるので、そこを意識しながら一中さんの方にはいろいろと、ご迷惑をかけてしまうというところもあるんですけども、あのこうでしたよ。ご家庭はこうでした、こういうところが我々は気になっているところです。よく伝えれるようちょっと取り組んでいる状況です。それでもやっぱり出てしまうというのもやっぱりこの世の中の闇の部分なのかなというのがあるんですけども。子供からいろんなものを聞いたり、ガスを抜いてあげたり、そういうのをしていくことが必要なのかなっていうのは常日々感じているところです。中学校の経験の話、小学校行って、役に立ってるところの段階です。

宇野) ありがとうございました。他に何かありますか。

稻田) やっぱりね、原口先生がおっしゃったように、小学校から中学校に上がる時の連携が多分すごく大事だなって感じたことがあります。小学校の時にそのまま、誰々君の名前を挙げるんですけど、誰々君にうちの子がいじめられてました。なのでまず同じクラスにしないでくださいっていう親御さんとか結構いらっしゃると思うんですね。なので、そういう連携はすごく大事なんじゃないかなと感じています。まあそこをじゃあ全部鵜呑みにしていいのかっていうところもあるかと思うんですけど、でもやっぱり親御さんからしてみたら、多分自分の子が一番心配で大事なので、まあそこをちょっと先生に分かってもらいたい。学校生活で気をつけてもらいたいっていうところで伝えていると思うので。そこは小学校の先生方と中学校の先生方でのうまく連携を取っていただけると、多分すごくありがたいことなのかなって感じています。ありがとうございます。

原口) 中学校の経験からいくと、今度、小学校でそういう状況だったんですけども、中学校2年生3年生ぐらいだと大人の感覚になりますよね。そうすると折り合いがつけるように、子供たちも成長していく。その折り合いがうまくつけられるような成長をすると、今度は、昔こんなことがあったけれども、それはそれでこれから先まあ同じ朝霞に住む子供たちですから。年を取って、成人式が終わってお酒飲もうなんていう世界も出てくるかもしれません。そこらへんまでつなげられるように、子供を育てていることがある意味寛容な我々の姿勢なのかなと感じているところが多々あります。

相澤) 僕は逆に小学校で仕事をしていて、管理職で中学校に行ったっていう形なので、両方ですね。連携の大切さというの本当に身にしみて感じているところですね。連携については今C4thが導入されまして、今年がメインなんですけど。そこでこうデータベースみたいなのを活用して、今度連携してこうというような取組が進んでいるんですね。どうしてもですね。やっぱり

以前のような紙ベースでのやり取りですと、ちょっと温度感に差があるなっていうところもあって。重い案件中心になってしまふんですよね。伝える小学校の方もどうしても、全部が全部一緒にして、全部は伝えられないんで。どうしても重い案件が中心になってしまふんですけど。今回そういうデータベースではみんなの共有化できるようなシステムになってきてるので、そういうところでですね。小学校から中学に移った時ももちろん丁寧に引き継ぎはするんですけど、例えば引き継ぎがされなかつた場合でも、全部データとして残つてるので、後から何かがあった時には、そこに遡つて話し合いをするとかっていうこともあると思う。生徒指導会とか、教育相談部会とかでできるような話にもなつてるので。それを活用して一つその連携とするとですね。進んでいくんじゃないかなっていうような実感はあるところです。

- 宇野) C 4 t hっていいましたっけ。それは先生ならだれでも見れるんですかね。結構ほら、人事の時って忙しいですよね。人事異動とかって大体3月4月ってそもそも多忙な時期の中そういう全部を引き継ぐっていうのは難しい。異動されちゃう方もいらっしゃったり、新しく来る方もいらっしゃってデータベース化されると、そこを見に行けるのかどうかちょっと分からんんですけど、そういう感覚でできるのかなって今思つたんですけど、どのようなものですか。もし言えるんであれば言っていただければなと思います。
- 親松) あの言えないわけじゃなくてC 4 t hで児童生徒一人一人の情報の管理をまずしているところです。そこの生徒指導的なこととか、その他にまつわる何かいじめとかもそうですが履歴の部分については、現状整備をおっしゃったようしている最中です。宇野会長おっしゃったとおり、3月4月どうしても忙しくなつたりとか、担当者が異動してしまつたりして、バタバタしてしまふんで、そこで一番困つてしまふのが、その人がいなくなつたから情報が分からなくなつてしまふというのは、やっぱり我々避けなければならぬところなんですが。一人一人にその紐づいた形でデータとして残つている部分については、その次に新しく担任になったものが、もしくは学年主任と役職になつたものが、その子に対して情報をアクセスして見ることができるので、これまでの履歴として残つているものに対して、例えば自分のクラスになつた子供について、春先に始まる前にまず確認しようと思えば、当然できてくるのかなというところですので、そういう活用が今後考えられるんじゃないかなというところですね。
- 奥村) それは中学まで、高校に上がるときにはないんですか。
- 親松) C 4 t h自体が朝霞市で契約をしているところなので、市内の小学校、中学校で今活用できている状態っていうところですね。
- 宇野) そういうのがあると、運用の仕方だと思うんですよね。先生がしっかり記録に落し込んでいると。自分がデータベースみたいに思われちゃうといなくなつちゃうと何にも残つてない。よくありがちなんですよね。役所の仕事なんかしたらしっかり記録に残しておくと、後から來た人もそれ見れば、気になれば、その先生で連絡取ればいるけど、何もないとそもそも終わらないっていう部分があるので。そういう取組が運用面も含めてうまくいくとこういったものの一助にはなるのかなと思います。他に何かございますか。全体に通しても結構です。
- 奥村) 今年の夏かなんかの電話相談で、たまたま私がとつた電話が母親からだつたんですけれど。話を聞いていて。特別支援学級通つてる親御さんで、聞かなかつたんですけど、支援学級の中でのいじめ。すごいもう難しいな。すごく思つたんですね。本人いじめてる方はいじめてるつもりじゃなくてからかってるつもりだと思うのね。私は。でも本人はもう学校行きたくないと言つて学校行かない。そういう相談だつたんですよ。私もどういうふうに答えればいいかなと思って、まあ先生にも教育委員会にもこのこと言つてお母さんは言つんですね。白百合園というのがたまたま私知つてたんで、そこに相談ちょっと行ってみるといいかなと思って一応そこに電話してみてくださいってネットで調べれば、その電話番号分かるのでって言つて。30分聞いてから、その答えでお母さんはじやあしてみますっていうことで、でもお母さんはどうしていいか分からないので。すごい難しかつたですね。親から見て、そのいじめで、もう本当あの子がいじめられるから。今とにかく困つてゐんですって言つて。難しいですね。どういうふうにしたらいいのか。教育委員会の方も多分お答えしてると思うんですけどね。それが実際にどういういじめだっていうのは私も分からぬし。
- 宇野) 大人の仕事でも同じことをAさんに言わるとパワハラになつて、同じことを別のBさんから言わされたらパワハラじゃない。やっぱり取り方とか、そのそもそもその人との人間関係とか、それによってかなり変わつちゃつたりとかしますから。大変ですけど、やっぱり相談する先があるということがね。
- 奥村) また何かあつたら、もう1回相談にね。違う方が多分相談出るんで、またいい解決もあるかも

しれないんで。お母さんも多分相談するところがないから、すがりたくて。まあそれはもう話をとにかく聞いて、話を聞く、自分がいろんなこと言っちゃえば結構ね。落ち着いて考えられるっていうものもあるので、そういう方向では受け入れますよって。もう1回電話してくださいね。いつでもねっていうふうに言ってるんですけどね。いや難しい案件でした。宇野会長ありがとうございます。それでは全体を通して何かあれば。大丈夫ですかね。以上で協議を終了いたします。進行へのご協力ありがとうございました。事務局の方にお返しいたします。

親松) 円滑な進行また協議をいただきまして、本当にありがとうございました。以上を持ちまして、令和7年度第1回朝霞いじめ問題対策連絡協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。